

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 63 号)による行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)の一部改正に伴い、聴聞の通知等の公示の方法を改めるため、滋賀県行政手続条例(平成 7 年滋賀県条例第 40 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 公示の方法による聴聞の通知等は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとするものとします。(第 14 条、第 21 条および第 28 条関係)

(2) その他

- ア この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 15 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 21 条第 3 項中「第 14 条第 3 項」および「同条第 3 項」の右に「および第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 28 条中「第 14 条第 3 項、」を「第 14 条第 3 項および第 4 項、」に、「、「同項第 3 号」を「、同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同項第 3 号」」を「第 27 条第 1 項第 3 号」」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条第 3 項および第 4 項（これらの規定を改正後の第 21 条第 3 項または第 28 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

滋賀県行政手続条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第13条 省略 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第13条 省略 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事</p>

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 省略

第16条～第20条 省略

(続行期日の指定)

第21条 省略

2 省略

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

第22条～第27条 省略

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定

項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 省略

第16条～第20条 省略

(続行期日の指定)

第21条 省略

2 省略

3 第14条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項および第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

第22条～第27条 省略

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項および第4項、第15条ならびに第17条第1項および

は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。

第29条以下 省略

第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第27条第1項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。

第29条以下 省略